三十二　指定認知症対応型共同生活介護における夜間支援体制加算に係る施設基準
イ　夜間支援体制加算(Ⅰ)を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の施設基準
(1)　通所介護費等の算定方法第八号に規定する基準に該当していないこと。
(2)　前号イ又はハに該当すること。
(3)　夜勤を行う介護従業者（指定地域密着型サービス基準第九十条第一項に規定する介護従業者をいう。以下この号において同じ。）及び宿直勤務に当たる者の合計数が二以上であること。
ロ　夜間支援体制加算(Ⅱ)を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の施設基準
(1)　イ(1)に該当するものであること。
(2)　前号ロ又はニに該当するものであること。
(3)　夜勤を行う介護従業者及び宿直勤務に当たる者の合計数が、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同生活住居の数に一を加えた数以上であること。
三十三　指定認知症対応型共同生活介護における看取り介護加算に係る施設基準
イ　看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。
ロ　医師、看護職員（指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員又は当該指定認知症対応型共同生活介護事業所と密接な連携を確保できる範囲内の距離にある病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションの職員に限る。）、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。
ハ　看取りに関する職員研修を行っていること。
三十四　指定認知症対応型共同生活介護における医療連携体制加算に係る施設基準
イ　当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員として、又は病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションとの連携により、看護師を一名以上確保していること。
ロ　看護師により二十四時間連絡できる体制を確保していること。
ハ　重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。
三十五　短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定すべき指定地域密着型特定施設入居者生活介護の施設基準
第二十二号の規定を準用する。この場合において、同号ホ中「第七十六条の二第一項」とあるのは「第七十八条の九第一項」と読み替えるものとする。
三十六　指定地域密着型特定施設入居者生活介護における夜間看護体制加算に係る施設基準
第二十三号の規定を準用する。
三十七　指定地域密着型特定施設入居者生活介護における看取り介護加算に係る施設基準
第二十四号の規定を準用する。
三十八　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準
イ　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又はユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準
(1)　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準
a　ロ(1)aに規定する施設基準に該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準第百三十条第一項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）であること。
b　介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法（指定地域密着型サービス基準第二条第六号に規定する常勤換算方法をいう。以下この号、第四十一号及び第四十二号において同じ。）で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。
c　通所介護費等の算定方法第十号ロに規定する基準に該当していないこと。
(2)　ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準
a　ロ(1)aに規定する施設基準に該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設であること。
b　介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、入居者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。
c　通所介護費等の算定方法第十号ハに規定する基準に該当していないこと。
ロ　経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又はユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設の施設基準
(1)　経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準
a　平成十八年三月三十一日前に指定介護老人福祉施設（法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。）の指定を受けた入所定員が二十六人以上二十九人以下である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号）附則第十条第三項の規定に基づき、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（指定地域密着型サービス基準第百三十条第一項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。）に係る法第四十二条の二第一項本文の指定を受けたものとみなされたものであること。
b　介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。
c　通所介護費等の算定方法第十号ロに規定していないこと。
(2)　ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準
a　ロ(1)aに規定する施設基準に該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設であること。
b　介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、入居者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。
c　通所介護費等の算定方法第十号ハに規定する基準に該当していないこと。
ハ　旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設の施設基準
(1)　旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設の施設基準
a　ロ(1)a及びbに規定する施設基準に該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設であること。
b　通所介護費等の算定方法第十号ロに規定する基準に該当していないこと。
(2)　ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設の施設基準
a　ロ(2)a及びbに規定する施設基準に該当するものであること。
b　通所介護費等の算定方法第十号ハに規定する基準に該当していないこと。
三十九　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準
イ　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)、経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)又は旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準
ユニット（指定地域密着型サービス基準第百五十八条に規定するユニットをいう。以下この号において同じ。）に属さない居室（指定地域密着型サービス基準第百三十二条第一項第一号に掲げる居室をいう。ロ及び第四十四号において同じ。）（定員が一人のものに限る。）の入所者に対して行われるものであること。